

# A 従事者慰労金交付事業の概要〈医科・歯科共通〉

患者と接する全ての職員に支給される。申請は職員の名をまとめて医療機関から行う。表や解説は六月十六日付け厚労省事務連絡を協会ですまめた。

## ◆慰労金の対象者

(1) 表1「慰労金の金額と対象になる職員」に、

大枠の分類で示した。医科・歯科診療所も対象になる。協会会員の医療機関職員は「五万円」に該当するものと思われる。

も対象。パート、アルバイトや派遣労働者等も対象。  
②医療機関等で通算して十日以上勤務した者であること。

(2) その他の要件  
①患者と接する職員。医療資格者以外に事務職員、受付や会計などの医療事務、院内清掃など

COVID-19患者一例目発生日(※埼玉県は二〇二〇年二月一日)より六月三十日までの間に延べ十日間以上勤務していること。

一日の勤務時間は問われない見込み。

③慰労金の給付は一人につき一回に限る。

●表1 従事者慰労金の金額と対象になる職員(医療従事者)

5万円	COVID-19に対する医療提供に関し、県や政令指定市から役割を設定されていない(【表2】でない)保険医療機関に勤務し、かつ入院診療等を行っていない保険医療機関等の職員
10万円	県、政令市から役割を設定された(【表2】)医療機関に勤務し、かつCOVID-19患者に診療等を行っていない医療機関の職員
20万円	① 県、政令市から役割を設定された(【表2】)医療機関に勤務し、かつCOVID-19患者に診療等を行った医療機関の職員
	② 県、政令市から役割は設定されていない(【表2】でない)保険医療機関に勤務し、かつCOVID-19患者に対して入院診療等を行った保険医療機関の職員

●表2 県や政令市から設定された役割分類

- ① 重点医療機関
- ② 感染症指定医療機関
- ③ 都道府県がCOVID-19患者の入院受け入れを割り当てた医療機関
- ④ 帰国者・接触者外来を設置する医療機関
- ⑤ 発熱外来PCRセンター
- ⑥ 「宿泊療養・自宅療養者へのフォローアップ業務」を担当する医療機関等